

## 村の世帯・人口

昭和51年8月末日現在

総世帯数 3,293戸

人 口 14,209人

男 7,232人

女 6,977人

## 8月の人口移動

出生 23 死亡 5

転入 126 転出 65

婚姻 8 離婚 0



# らにはるに報広



「さとうきびをトン当り、22,500円以上にせよ」と  
県さとうきび要求価格貫徹農民大会（9月14日）

苦情なしで明るい生活 10月20日—行政相談日

発行所  
西原村役場

電話(09894) ⑤ { 5011  
5012  
5013

印刷  
西原印刷

## 一、村政情報

- ① 村長選挙―無投票、現  
官平村長が三選…… 1
- ② 南石油と懸案の公害  
防止協定締結する…… 1
- ③ 米寿おめでとう…… 3
- ④ 第九回南部地区消防操  
法競技大会で西原村消  
防団健闘する…… 4
- ⑤ BCGの接種行なわれ  
る…… 5
- ⑥ 一般および老人健診を  
一千三百人が受ける…… 5

## 二、村民の広場

- ⑦ 昭和五一年九月一日現  
在の字別選挙人名簿登  
録者…… 6
- ⑧ 昭和五〇年度村税総合  
字別徴収成績一覧…… 6
- ① 初の社会見学―大好評  
村婦人会…… 7
- ② 西原、坂田両保育所の  
夕涼みにきわう…… 8
- ③ 寝たきりのお年寄りに  
暖かい贈りもの  
―村婦人会―…… 9
- ④ 五十一年度産さとうき  
び…… 9

## 三、告知板

- ⑤ びをトン当り二万二千  
五百円以上に…… 10
- 中国を見て…… 9
- ① 行政相談週間はじまる  
―本村では十月二〇日  
に予定…… 12
- ② 海上保安（大学校、学  
校）の学生募集…… 12
- ③ 九月の行事…… 12



人口・世帯の増

昭和 27 年 8 月 1 日現在

総世帯数 3,307 戸

人口 14,309 人

男 7,335 人

女 6,974 人

出生 23 人

死亡 2 人

移住 126 人

転入 8 人

転出 0 人

人口増減 124 人

人口増減率 0.86%

人口増減率 0.86%

人口増減率 0.86%

人口増減率 0.86%



# わかしわ新聞



苦情なしで明るい生活 10月26日一行政相談日

昭和 27 年 10 月 10 日  
第 69 号  
発行所 千葉県市川市  
印刷所 千葉県市川市  
代印所 千葉県市川市  
販売所 千葉県市川市  
定価 100 円

わかしわ新聞は、わかしわ市を代表する新聞として、市民の生活に密着した報道を行います。また、市民の意見や要望を伝える役割も果たします。

本紙の発行所は、千葉県市川市にあり、印刷所も同市内に設けられています。代印所や販売所も市内にあり、市民の利便を図っています。

定価は 100 円です。また、本紙は、わかしわ市を代表する新聞として、市民の生活に密着した報道を行います。



# 村長選挙―無投票

## 現宮平村長が三選



三選に輝く 宮平村長

九月十二日に告示された本村の村長選挙は告示と同時に現宮平村長が立候補届けを行い翌十三日午後五時までに対立候補者がいないため無投票で、当選が確定した。

これで宮平村長は三期連続して村政を担当することになり「村民に今

までの行政が評価された結果」と喜びもひとしおの観。社大党公認、革新統一候補として出場した現宮平村長は統一政策綱領にもとずいて、明るく豊かで平和な村作りに、意慾を燃やして今から大きな期待が村民から寄せられている。

## 南西石油と懸案の 公害防止協定締結する

昭和四十七年五月十五日に制定した村公害防止条例にもとづいて村内既存工場との公害防止協定締結は村当局の懸案となっておりましたが、去る九月十六日、南西石油株式会社と公害防止協定が締結された。

八月四日に日程打ち合せとして初会合を持って以来のべ七回にわたる会合を経て、一条一条に真剣な話し合いがなされ、左記に見る全十九条からなる県の防止協定を上まわる厳しい内容の防止協定の成立を見ることができました。

防止協定の成立に至るすべての会合に、先きに発足した村公害対策審議委員会の代表も加わって、村との密接な協力態制のもとに協定締結を完了した。

村では既存の大工場とこの種の公害防止協定を計画的に締結して行くことによって村全域で、一丸となっ

て公害防止につとめる体制を作り住みよい環境保全につとめる方針であり、今後、どんな同種の公害防止協定が成立する大きなステップ台になるものと今回の南西石油との公害防止協定の成立を高く評価している。

防止協定の全文を次に紹介致します。

### 公災害防止協定書

西原村（以下「甲」という。）と南西石油株式会社（以下「乙」という。）は公害及び災害を未然に防止し、地域住民の健康ならびに財産を保護するとともに環境の保全を図ることを目的として次のとおり協定する。

#### 理 念

第一条 甲及び乙は公災害による環境破壊が人類に危機をもたらすこ

とを深く認識し、とくに企業生産活動によって発生する公災害の防止について企業が重大な社会的責任を有するものであり、また地方公共団体は、これら公災害の防除については住民保護の重大な責任をもつものであることをそれぞれ認識し、甲は地域住民の意見を充分とり入れた上で乙の指導を行ない乙は住民生活の優先を基本としてこの協定を履行し、公災害の未然防止及び排除について万全の措置を講ずる。

#### 防止対策

第二条 乙は自己の事業所及び関連企業の操業に起因して発生する虞れのある大気汚染、悪臭、水質汚濁、騒音、振動、地盤の沈下および土壌汚染等の公災害の防止について関係法令、県との公害防止協定等を遵守するほかこの協定に定める事項を誠実かつ適切に実施するとともに細心の注意をもって製油所の操業を管理する。

#### 大気汚染防止

第三条 乙は甲の指定する場所に大



気汚染測定器を4基設置し、管理するとともにデータの分析を行い、その測定結果を次表のとおり提出する。

| 測定         | 分析結果提出期限      |
|------------|---------------|
| 3月・4月・5月   | 6月1日～6月末日まで   |
| 6月・7月・8月   | 9月1日～9月末日まで   |
| 9月・10月・11月 | 12月1日～12月末日まで |
| 12月・1月・2月  | 3月1日～3月末日まで   |

2 甲は必要に応じて、汚染状況を把握するため大気汚染測定器を監視することができる。

3 乙は使用した燃料の種類、量、いおう含有率及び燃焼条件について前月分を毎月十日までに甲に報告する。

#### 悪臭防止

第四条 乙は石油精製工程においては全工程を完全密閉し、装置から不快臭を伴う物質が漏洩するのを防ぎ、副生する不快臭物質は全て配管を通して加熱炉またはフレアスタックへ送り完全燃焼させ無臭化する。

2 乙は揮発生物質を含有する原油、ガソリン、ナフサ等は全てフロートイングルフ式のタンクに貯蔵するほか、ケロシンについては原則としてフロートイングルフ式のタンクに貯蔵して油液面を密封しガス等の外部漏洩を防止する。

#### 水質汚染防止

第五条 乙は水質汚濁防止対策として、次の各号のとおり措置する。  
(1) 当該工場敷地東側地先海面における漂流物等は自己の責任に



公害防止協定が締結される

において処理する。

(2) 原油及び製品の積卸作業中不測の事故による流出油を封じ込めるために一点係留ブイ及び船舶の周囲にオイルフェンスを展開して、監視員を配置し、各種機器ごとに安全確認の点検を行なって水質の汚染防止に努める。

(3) 原油及び製品の積卸作業中、油回収船及び曳行船を常置し流出油回収機械、機器及び油吸着剤等を備えつけ容易に出勤使用できるよう準備するとともに管理責任者を置き巡視する。

(4) 工場廃水は排水基準に適合するよう充分な処理施設を設置して処理し、水質の汚染防止に努めなければならない。

(5) 排水処理施設には管理責任者を置き、水質汚濁がないよう細心の注意を払って施設の管理を

行なう。

(6) 定期的に工場廃水の水質検査を行い毎月十日までに甲に報告する。

(7) 最終排水は常時監視出来るように、陸地において分岐管を設置し、最終開放式側流溝を通した後廃水処理槽へ送り返す。

(8) 当該工場敷地内で不測の油漏洩の事故が生じた場合に直接敷地外への流出を防ぐために全ての水面に接する境界に第二次防油堤を設置する。

#### 温排水対策

第六条 乙は冷却水の温排水により周辺の水産動植物に被害を与えないよう放流先の水温と温度差を少なくし放流する。

#### 騒音防止

第七条 乙は操業等に伴う騒音防止



のため必要に応じて作動音の小さい機械を導入し、消音装置、遮音壁等を設置するとともに敷地境界線上において毎年六月に測定を行ない翌月その結果を甲に報告する。

2 乙は騒音等による住民への影響を避けるため、運転開始時及び停止時等やむを得ない場合をのぞき通常の運転時においてはフレアの低減に最大の努力を払う。

#### 振動及び地盤の沈下

第八条 乙は操業等に際して振動及び地盤の沈下を防止するため細心の注意をもって管理する。

2 乙は地盤の沈下を防止するため本村での冷却水としての地下水採取は行なわない。

#### 土壌汚染

第九条 乙は陸上輸送パイプラインについては管理責任者を置き、通常は一日一回、送油中においては常時点検をすると共に、見廻り点検報告書を翌月の十日迄に甲に提出する。

2 乙は前項に規定する見廻り点検者には無線機を携帯させ、万一に際して迅速且つ適切な通報が出来るよう体制を作る。

3 乙は非常時に備え、バキュームカー、エアポンプ等陸上漏油回収器資材を常備し、直ちに出勤出来る体制を確立すると共に漏油を最少限に抑える対策を講じなければならない。

#### 防災対策

第十条 乙は火災、爆発等の事故を未然に防止するために関係法令に定める管理及び施設基準を遵守するほか自衛力の強化として自己の会社の原油貯蔵あるいは精製能力の規模に相当する消防防災の機械器具、化学消火剤、自動消火栓等を整備するとともに、化学消防自動車二台、高所放水車一台、タン

ク車一台を備えなければならない。但し、増車分について一台目は昭和五十二年十二月末日までに整備し、二台目は昭和五十三年十二月末日までに整備する。

2 乙は前項の機器の整備に伴う常備員を配置し、万一の事故発生時における被害が附近に波及しないよう防災対策に万全を期す。

3 乙は貯蔵タンク、送油施設等重大な油漏れ又はガス漏れの虞れのある施設については漏油検知器又はガス検知器を設置し監視員とともに二重に監視し、油又はガス洩れによる火災の防止体制を確立しなければならない。

4 乙は甲の実施する消防防災対策に積極的に協力する。

#### 緑化

第十一条 乙は工場敷地及び周辺の環境美化を図るため緑地帯を敷地面積の五・九四パーセント以上設け緑化する。

2 乙は前項の緑化計画書を本協定締結後一ヶ月以内に提出し、昭和五十二年六月末日までに緑化する。

#### 産業廃棄物処理

第十二条 乙は自己の操業に起因して発生する産業廃棄物及びこれに類する特殊な廃棄物については、自らの責任において、二次公害を未然に防止するために適切な処理をしなければならない。

#### 自主監視

第十三条 乙は公害班を編成、強化し常時製油所内及び周辺のバトリールを実施するとともに、その状況を記録し一年間保管しなければならない。

#### 立入調査

第十四条 乙は甲又は甲に同行する地域住民の代表が製油所の公害防止対策の実施状況について調査す

るため製油所に立入ることを認め、要請があれば必要な資料及び記録を甲に提出する。

2 前項で規定する甲に同行する地域住民の数については、事前に乙の同意を得るものとする。

#### 緊急時対策

第十五条 乙は自己の生産関係又は関連企業の操業等に起因して不測の事態により公害が生じたときは、又は発生する虞れがあるときは、ただちに甲に通報するとともに、これにより地域住民に影響を与えると判断されたときは関係住民への警告、避難その他必要な応急措置を講ずる。

2 乙は前項のような不測の事態により、災害が海上で発生した場合甲が現場を確実に確認するための監視船を用意する。

#### 措置命令

第十六条 甲は乙がこの協定に違反して公害等が発生させ、また必要な措置を講じたにもかかわらずなお公害を発生させる虞れがあると相互の調査に基き判断したときは当該行為の中止と施設の改善を講じさせることができる。

2 甲は乙が前項のような公害等が発生させたとき、必要に応じて関係住民の健康診断の実施させることができる。

3 甲は乙が前二項の指示に従わないときは、操業の短縮又は操業の一部若しくは全部の停止を命ずることができる。

#### 損害賠償

第十七条 乙は製油所から排出させる汚染物質（排出基準値内の汚染物質を含む。）又は操業等に伴う事故に起因して住民に損害を与えたときは適正な賠償をしなければならない。

2 乙は損害の原因が関連企業等から生じた場合でも窓口となつて被害補償の解決に努めなければならない。



## 費用負担

第十八条 この協定に定める公災害防止のために要する費用は一切乙の負担とする。

## 協議

第十九条 この協定に定めるものの外、沖縄県と乙との協定の内容を

適用する。この場合、沖縄県とあるのを西原村と読み替える。

2 この協定の内容について疑義を生じ又は社会情勢の変化、環境基準の変動等に伴い内容の変更を必要とするとき、若しくはこの協定に定めのない事項について定めを要するときは甲、乙

## 協議の上定める。

この協定の締結を証するため本書式通を作付し、各当事者がそれぞれ記名押印の上各巻通を保有する。

甲…西原村長 宮平吉太郎

乙…南西石油株式会社

取締役会長 ジエイムス・ジョーン

・マックゲロリー

# 米寿おめでとう



去る八月三十一日に、今年八十八

ます

才の米寿（トーカーチ）を迎える高齢

者の方々十人に村から記念品が贈られました。あわせて村老人クラブか

らも記念品があり、その日、村長や

村老人クラブ会長の訪問を受けた高齢者の方々は心からの喜びようでした。

今年トーカーチを迎える方々は十名

で、今年はずらしく男性が六名女性

トーカーチを迎えたおじいさん、お

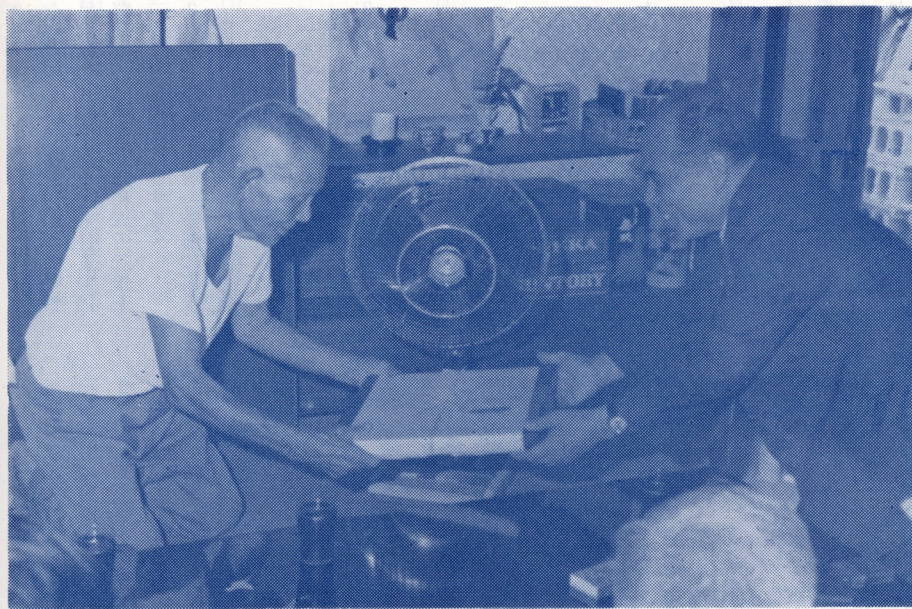
ばあさん方は、皆さんお元気で「もうトーカーチになったのかネ」と冗談

する方、「年は忘れた」という方が多く、八十八才はまだまだ若いと言っているようでした。

トーカーチの日を、記念に渡米（ハワイ）するんだという楽しい計画に声をはずませている方は小那覇の新川定吉さん。

元氣にあふれた高齢者の方々の共通点は、毎日、少しづつ体を動かしていること。ヤギを飼育、畑をたがやしたり。中には健康にすぐれず床にふしている方々も見受けられましたが、これからも健康には家族みんなを配りながら、ますます、世の先達者として村の指針となつてほしいものです。

今度、トーカーチを迎えられた方々は次の方々です。（敬称を略致し



仲宗根太良（翁長二八七番地）  
外間ウト（嘉手苅五二番地）  
新川定吉（小那覇八一番地）  
安里チル（兼久一〇〇番地）  
呉屋興安（与那城三五〇番地）

大城盛徳（我謝一八六番地）  
宮平加那（我謝二三五番地）  
幸地カメ（小波津六二一番地）  
石原佑規（我謝七五五番地）  
伊佐カメ（兼久一番地）

「いつまでも健康で…」村長より記念品が贈られる



# 第九回 南部地区消防操法競技大会で

## 西原村消防団健闘する

日常の防災は地域住民の防災に対する心がけと注意が肝要であることは言うまでもありませんが、それに加えて消防団員の日ごろの訓練も欠かせないものです。

ところで、日ごろの訓練の成果を競う第九回南部地区消防操法競技大会が、去る九月三日、佐敷村で開催されました。

参加チームは六チームで、競技は①自動ポンプ操法②小型動力ポンプ操法③着装競技④自動ポンプ応用操法の四種目。

本村消防団は三位入賞こそ果せませんでした（注）が小型動力ポンプ操法以外の各種競技に健闘をし、日ごろの成果を示しました。



「基本は、これだ！」と西原村消防団の雄姿



## BCGの接種(2才以上)行なわれる

病気は予防が第一。住民課では二才以上、四才未満対象の結核の予防接種（BCG接種）を八月二十五日に行いました。

その日接種を受けた幼児は先に行なわれたツ反の結果陰性とされた四一六人。二三日に実施されたツ反は四九八名の幼児が受け、その内、陽性者十一人、疑陽性者が二〇人、陰性者が四一六人でした。

ころばぬ先のツエとも言います。ツ反及びBCG接種の両日は役場ホールは大にぎわい。泣いたり、わめいたり、親子入りみだれてのテンテコ舞い。健康は家族みんなの力で...を思わせました。



## 昭和50年度村税総合字別徴収成績一覧 ①

| 字 名  | 調 定 額      | 徴収済額       | 未収入額      | 徴収率    | S.49年度<br>徴 収 率 |
|------|------------|------------|-----------|--------|-----------------|
| 幸 地  | 2,745,420円 | 2,699,197円 | 46,223円   | 98.31% | 96.47%          |
| 棚 原  | 5,627,990  | 5,626,990  | 1,000     | 99.98  | 86.43           |
| 徳佐田  | 1,199,890  | 1,199,890  | 0         | 100    | 100             |
| 森 川  | 415,580    | 415,580    | 0         | 100    | 100             |
| 千 原  | 66,670     | 66,670     | 0         | 100    | 100             |
| 上 原  | 1,686,000  | 1,595,762  | 90,288    | 94.64  | 91.52           |
| 翁 長  | 3,545,670  | 3,029,881  | 515,789   | 85.45  | 84.68           |
| 呉 屋  | 598,550    | 597,950    | 600       | 99.89  | 98.39           |
| 津花波  | 1,038,560  | 1,038,560  | 0         | 100    | 100             |
| 小橋川  | 748,960    | 746,360    | 2,600     | 99.65  | 82.41           |
| 内 間  | 1,359,570  | 1,326,323  | 33,247    | 97.55  | 85.95           |
| 掛保久  | 499,040    | 471,866    | 27,174    | 94.55  | 63.38           |
| 崎 原  | 904,640    | 904,640    | 0         | 100    | 100             |
| 嘉手苅  | 1,273,890  | 1,162,362  | 111,528   | 91.24  | 98.56           |
| 仲伊保  | 1,037,620  | 1,017,434  | 20,186    | 98.05  | 96.13           |
| 伊保の浜 | 664,640    | 614,194    | 50,446    | 92.41  | 97.99           |
| 小那覇  | 2,887,190  | 2,628,193  | 258,991   | 91.02  | 94.37           |
| 兼 久  | 2,413,730  | 2,053,890  | 359,840   | 85.09  | 64.61           |
| 与那城  | 1,181,100  | 1,142,335  | 38,765    | 96.71  | 96.46           |
| 我 謝  | 4,016,170  | 3,789,565  | 226,605   | 94.35  | 87.95           |
| 安 室  | 538,340    | 525,649    | 12,691    | 97.64  | 99.95           |
| 桃 原  | 500,900    | 500,900    | 0         | 100    | 99.95           |
| 池 田  | 335,800    | 335,800    | 0         | 100    | 100             |
| 小波津  | 1,905,140  | 1,756,151  | 148,989   | 92.17  | 98.38           |
| その他  | 4,406,670  | 3,039,974  | 1,366,696 | 68.98  | 87.37           |
| 村 計  | 41,597,780 | 38,286,122 | 3,311,658 | 92.03  | 89.59           |

## 各字別選挙人名簿登録者

(昭和51年9月1日現在)

| 投票<br>区別        | 部落名 | 男     | 女     | 計     |
|-----------------|-----|-------|-------|-------|
| 第 一<br>投 票<br>区 | 津花波 | 101   | 96    | 197   |
|                 | 小橋川 | 94    | 95    | 189   |
|                 | 内 間 | 99    | 105   | 204   |
|                 | 掛保久 | 44    | 50    | 94    |
|                 | 嘉手苅 | 100   | 106   | 206   |
|                 | 小那覇 | 292   | 296   | 588   |
|                 | 兼 久 | 274   | 311   | 585   |
|                 | 与那城 | 412   | 418   | 830   |
|                 | 我 謝 | 615   | 654   | 1,269 |
|                 | 安 室 | 67    | 62    | 129   |
|                 | 桃 原 | 45    | 57    | 102   |
|                 | 池 田 | 79    | 77    | 156   |
| 第 二<br>投 票<br>区 | 小波津 | 57    | 64    | 121   |
|                 | 小計  | 2,279 | 2,391 | 4,670 |
|                 | 幸 地 | 359   | 346   | 705   |
|                 | 棚 原 | 216   | 212   | 428   |
|                 | 徳佐田 | 50    | 41    | 91    |
|                 | 森 川 | 60    | 43    | 103   |
|                 | 千 原 | 26    | 15    | 41    |
|                 | 上 原 | 107   | 99    | 206   |
|                 | 翁 長 | 479   | 453   | 932   |
|                 | 呉 屋 | 95    | 80    | 175   |
|                 | 小波津 | 383   | 393   | 776   |
|                 | 小計  | 1,775 | 1,682 | 3,456 |
| 総 計             |     | 4,054 | 4,073 | 8,127 |

## 昭和50年度村税総合字別徴収成績一覧 ②

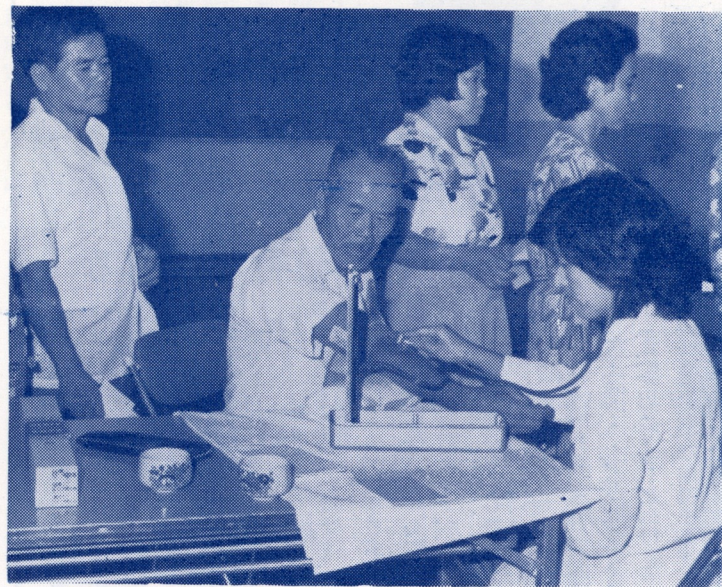
| 税 目     | 調 定 額       | 徴収済額        | 未収入額       | 徴 収 率  | 昭 和 4 9 年<br>徴 収 率 |
|---------|-------------|-------------|------------|--------|--------------------|
| 村 外 計   | 7,228,040円  | 5,339,970円  | 1,888,070円 | 73.87% | 78.88%             |
| 法 人 計   | 188,224,912 | 179,678,402 | 8,546,510  | 95.45  | 98.98              |
| 特別徴収その他 | 31,475,513  | 30,733,414  | 742,099    | 97.64  | 97.50              |
| たばこ消費税  | 21,684,030  | 21,684,030  | 0          | 100    | 100                |
| 電 気 税   | 16,352,341  | 16,352,341  | 0          | 100    | 100                |
| 特別土地保有税 | 16,417,810  | 16,417,810  | 0          | 100    | 100                |
| 入 湯 税   | 894,900     | 894,900     | 0          | 100    | 100                |
| 旧法による税  | 264,941     | 91,793      | 173,148    | 34.64  | 16.13              |
| 合 計     | 331,740,380 | 312,877,583 | 18,862,797 | 94.31  | 96.91              |

一般および老人健診  
を一千三百人が  
受ける

八月二日から十八日にかけて、のべ十三日間、各字の事務所等で行なわれた無料の一般健康診断（十七才以上）及び老人検診（六十五才以上）は、約一千三百人の村民が受けました。

健康の維持増進は常日ごろの自分の体の状態を知ることが、まず肝要です。

毎年、村が実施するこの無料健康診断を進んで受けるようにしましう。



一般及び老人健診より(字棚原)



## 村民の広場

初の社会見学―大好評  
村婦人会

村婦人会（大城静子会長）の精力的な活動ぶりは村のいろんな面で大きな刺激となっておりますが、去る

九月十七日には、昭和五十一年度施設公聴の一環として県の施設めぐりを計画。約百三十人の婦人会員が参加し大きな成果をおさめました。

会員の視野を広め、教養の向上を図ることによって時代に即応した婦人会員になって行くことをネライとして計画されたこの社会見学。実に大きな意義があったのでは…と参加

した会員はもとより、多くの村関係者の間から高い評価の声が出ております。

大型バス二台分に乘じた会員は、まず村内の施設からということで行小那覇にある東部清掃施設組合のし尿処理工場を見学。一日三〇キロリットルの処理能力があり、今は与那原町からのし尿が多いとか、し尿に油等の混入があると処理上不十分な点が出てきて困るので混入をしないよう注意して欲しい等の説明を処理

場の宮平場長から聞き「なる程」とうなづいていた。

施設をひとめぐりするとそのすばらしさがいつそうわかり、環境保全に細心の注意をはらいながらし尿が処理されていることを知らされ見学者も、みな満足そう。県の環境基準よりも、いっそう低い基準の一〇PM以下（家庭から出る排水よりもきれいな状態）で海に放流されていることを知らされビックリするやうに感心するやら。

本村の宮平村長が現在の東部清掃施設組合の管理者となっており、し尿処理場、ゴミ処理場の見学に同行され、いろんな質問や意見せめ合い婦人会員の関心ぶりに満足げで、答える声にも、いつもより張りみいたいものが感じられました。

二番目におとすれた与那原町字板良敷にある同じく東部清掃施設組合のゴミ処理場の見学は、いっそう婦人会員にとって意義あるように感じられました。

行くバスの中でも、宮平村長からゴミ処理場の運営の状況とか、ゴミを出す場合の分別収集の必要性とかが強く訴えられました。燃えるもの、燃えないものの分別収集は当初から呼びかけているにもかかわらず、未だに良く守られていない面があり、そのため施設の処理能力の低下をまねいたり、機械の故障をまねき、年間二、三百万円もの余分な金を出さざるをえない状況を説明され「本当にこれはみんなの問題として、分別収集の徹底を図らねば…」という圧倒的な声に、管理者の宮平村長も満足そうでした。



—し尿処理場の見学—



玉城事務局長の説明で近代的なゴミ処理場の見学をひと通り終り、次に行った所は那覇市古波蔵にある県家畜衛生試験場。

ここでは、私たちが日ごろ食卓にぎわしている豚や牛やにわとり、いかにいろんな病気があるかを知りました。また、その病気を絶滅するために県家畜衛生試験場の職員が日夜奮闘し、できるだけ病原菌におかされていない、豚や、牛や、にわとりを提供するために努力している姿を見ることができました。

奇型の仔猪やにわとりを目のあたりに見て会員もビックリ。真剣に職員の方の説明に耳を傾け、質問をしたりして、家畜も人間同様、いろんな病気にかかるものであり、ただ病気の間に人間にとって危険なものと割合そうでないものがあることを知らされました。

楽しい昼食は家畜試験場で…。

そこから県消費生活センターへ。与儀にある県消費生活センターでは、かしい消費者になるための術(て)が教えられたみたいで各会員「へー

そんなものかね」と今さらながら日ごろ無造作に買ったたりする商品の中に不良品、有害品があることにビックリ。かしい消費者になるために「ジイスとは何か」「SF、マルチ商法とは何か」等、真剣に係職員の説明を聞いていました。だまされる方が悪いという社会は、全く味もそっけもないが、かしい消費者になることは、いずれにせよ必要とあつてか見学者みんな決意にみちた顔に見えたのは気のせい。

次に訪問したところは石嶺厚生園。そこでは、婦人会員が持ち寄った手づくりのオシメを園長に手渡し、お年寄りの方々の健康と幸せを祈るメッセージを送りました。

お礼のあいさつの中で園長さんが「ここは福利施設だから、お年寄りの皆さんが、堂々とした気持ちで利用できるよう心づかいをしている」といった言葉が印象的で、そう言えばそこで生活をなさっているお年寄りの皆さんも、友人にめぐまれて、先輩同志、気楽でむしろ楽しいと言った表状に思えた。

各会員が部屋を訪れ「おばあさん何才ですか」「お元気そうですね」とか声をかけると「イッターヤ、マーカーガ」とか「ありがとうネ」と楽しい会話のやり取りが見られ施設全体がにぎやかになりました。

なごり惜しい気持ちで石嶺厚生園を後にして、最後は、本村字幸地にあるオキコ製パン工場の見学。食生活で大なり小なり、私たちが口にするのがパン。同工場では日産二十三万コ全県の消費量の約五十五%のパンを生産しているとのこと。工場内部も近代的で、とりわけ排水処理装置は地域環境の保全等から村の指導も受け力を入れている後がうかがえました。婦えりは全見学者にパンが試食用としてプレゼントされ好評だった。

最後に、村役場ホールで反省会を開き、社会見学の意義づけをしました。

この施設訪問は婦人会として今後も続けて行きたいとのことであり、一歩一歩開けゆく婦人会員の姿が見えるようです。

西原保育所八月二十八日、坂田保育所九月十三日、恒例の夕涼み会が行なわれました。

その日園児たちは、イキな浴衣姿でとうちゃん、母ちゃんと時を忘れて楽しみました。一番楽しそうだったのは、やはり花火大会のようでした。

園児たちのすこやかな健康を…。

## 二西原・坂田両保育所の 夕涼み会にぎわう二





## 寝たきりのお年寄りに

## 暖かい贈りもの―村婦人会―

西原村婦人会（大城静子会長）では村内の寝たきり老人の方八名に、婦人会員が持ちよった手づくりのオシメを配布し、激励をしました。昨年からはじめたこの寝たきり老人の方々への慰問は今年で二年目。婦人会員への理解も広まって沢山の手づ

くりのオシメが集り役員も大喜び。今年は八名の寝たきり老人の方々に配布され、その日は大城会長はじめ十人近い婦人会代表で慰問激励をしました。激励を受けたお年寄は、大勢の客が自分のために訪問してくれたと章

心にかえた喜びよう。寝たきりでは体は思うように動かせないが、気持は若々しいおばあさんとか、お茶をすすめたり、世間話をしたがるおばあさんとか、いらっしゃる反面、耳や目が不自由のおばあさんみたいです。婦人会では、この寝たきり老人への慰問をこれからも続けて行く抱負を語っております。

## 五十一年度産さとうきびを

## トン当り二万二千五百円以上に

今年は例年になく台風が沖縄本島はじめ先島を直撃することが多く見られ、砂糖キビ生産者等の農家に与える打撃もひときわ大きいものとなっており、深刻な社会問題となっております。

円以上にしなければならぬとの固い決意が、入れかわり、立ちかわり主張されました。また、国が現在取っている農政のあやまりと、沖縄のさとうきび産業への冷遇措置は絶対許されず追求して行く決意も何名もの弁士から述べられました。

的役割を維持しつつ、国内甘味資源の供給に重要な役割を果たしてきた。このことは、本県の自然的条件、あるいは本県糖業の歴史的背景からして、今後とも変るものではない。しかしながら、本県の農業経営は狭小なうえに台風、早魃等、きわめて劣悪な自然条件下にあるほか、交易的にも不利な条件下にある。

今期砂糖キビも製糖まで、後三カ月余を残すところまで来て、今年もまた生活権をかけて全農家が丸一となって砂糖キビ要求価格の実現のために立ち上がる時がきました。本村では、去る九月十日に村役場ホールで約二〇〇人の農家代表及び支援の労組代表の参加のもとに、西原村さとうきび要求価格貫徹農民大会が開かれました。

大会では左記①に見る要請決議文の外スローガン、宣言を全皆一致で採択し、食えるさとうきび価格、希望のもてるさとうきび産業の基盤の確立のために全村民が、全県民一体となった運動、斗いに取り組んで行く方向が確認され盛況のうちに閉会しました。

よって、生産農家が安心して生産に従事し、本県のさとうきび生産振興が図られるよう下記事項の実現を強く要請する。

① 九月十四日に行なわれた約一万二千人が結集し開かれた県大会にも二百人近い村民代表が参加し、全県民と一体となって、さとうきび産業を守り斗い抜く本村民の意志を訴えました。

記

一、昭和五十一年産さとうきび最低生産者価格について

大会は村役場、村議会、村農業委員会、村農業協同組合の共催で開かれ、村内労組の支援もあり、全村民的なさとうきび要求価格の実現のための運動が力強くスタートしました。

昭和五十一年産さとうきび最低生産者価格引き上げ等に関する要請決議

二、最低生産者価格の算定方式の改正について

あいさつに立った各代表の話の内容も例年になく厳しいものがありうち続く台風被害の中にあつて農家のさとうきび産業への不安といらだちは極限の状態にあり、しかも沖縄では、さとうきびなしの農業は考えられないとして、今期産のきび価格を何としてもトン当り二万二千五百

土の米作に匹敵し、沖縄農業の重要な基幹作物として永年農家経済の支柱となってきた。また、沖縄の糖業は、県経済の基幹

三、さとうきび最低生産者価格は、農家の所得を補償し、再生産を確保することを旨として砂糖の価格





安里洋子さん

## 中国を見て

安里 洋子

県内二回、総合研修一回、計三回の事前研修を終えて、私は日中友交九州青年の船に乗船した。

期待と不安の中で、まず私の目にとまったのは、あの輝く瞳と、底に秘めた巨大なエネルギーの満ちあふれた中国人の姿であり、そして、長

い間の侵略と屈辱の中から自ら革命を起し、八億の人民が一つになって建国に燃えている中国共産党そのものであった。そこには、素朴で謙虚さの中にも、男性と同じ厳しい仕事に携りながら失なわぬ優しさと笑えみと、その深く潜む婦人の強さが感じられた。合理的で無駄のない生活を見た時、物質文明がもたらした物の価値の荒廃を今一度考える必要があると思ったのは、私一人ではないはずだ。あなたの生甲斐はと聞くと「人民に奉仕することです。」といったそこに言う人民とは、中国人民

ではなく、世界全人民をさしている。しかも同じ質問に、中国人民すべてが、この言葉である。これは、マルクス、レーニン、毛沢東による思想教育の徹底化した組織であり、そこには、もはや個人というものがない。彼らは国家のために生きることに、ひいては全世界平和のために生きることに、これに努力することによって、自分の存在価値を高める。コミュニケーションが新聞とラジオに頼っている、小学校から新聞による教育が始まり、彼らはさい時から、自分の国がどこから来て、そして、どこにどう向っているのか学ぶ。あらゆる物の考え方は常に、国家の将来をみているようであった。

学生達は、午前理論を学ぶと、午後実践する。学校内に工場があ



「トン当たり22,500円以上を断固勝ち取ろう！」

安定等に関する法律第二十一条第一項を「生産費及び所得保償方式」によって算定するように改正すること。

三、さとうきび生産振興重点施策について

土地基盤の整備、優良種苗の育成、高性能機械の開発及び病害虫防除対策等一連の施策を一層強化すること。

四、含蜜糖保護対策について

含蜜糖に対する助成措置を継続するとともに、早急に法制度化による長期安定的な保護措置を講ずること。

五、粗糖再販価格対策について

粗糖製造業経営の安定を図るための粗糖再販価格に対する適切な措置を講ずること。

六、甘味資源審議会の機能充実に

ついて

甘味資源審議会に最低生産者価格並びに法の定める重要な指標についての調査審議機能を附与すること。

以上決議する。

昭和五十一年九月十日

西原村さとうきび要求価格貫徹農民大会



り、そこで真の知識となり、一つ一つ消化する。そこには、日本でいう教育カリキュラムがなく、すべてが実践に基く教育である。教師と生徒がたての関係ではなく、つまり、教条主義でなく、指導そのものを、私自らをどう生きるかを問うことから始まるのであるから、あの迷いのない人生の目的に自信の満ちた輝く目をしているのかもしれない。

上からの押えつけの教育が、あれほどの輝きを生むはずがない。

共産国といえば、軍事の徹底化である。学科の一つに組み込まれ、七才から実弾射撃訓練を実施している。

すでに、八億の人民の避難できる地下道を掘り終り十年分の食糧が貯蔵されているという。「一切の空気がえしや断すれば、核に対する防衛がすべて完成する。」と言った時、私達は、一瞬言葉が出なかった。

軍事の強化について私は、侵略主義国家に徹底的に立ち向かうとする彼らにとって、過去の歴史から考えると、必然的なものであることを、実感として受けとめることができた。これと同時に、革命に対する善、悪は別として、あれほどの人民を組織化した毛沢東に対して、偉大さを心の底から感じた。

針治療に基づく医療に関して、「私達は、予防に重点を置いています。」といった。病院に行かず、医者各職場又は、各個人を見てまわる。資本主義社会では考えられないことだ。しかも、医療費はすべて無料である。

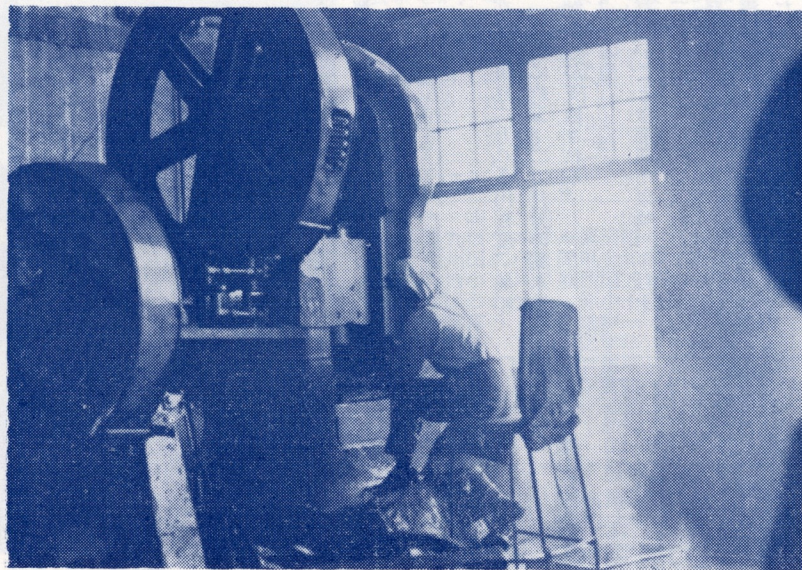
彼らの主体とするものは生産である。教育をみて、すべてが労働に直結する。労働者の世界であり、国家の経済は、生産に基づいて計画的になされ、そのためには、自ら進んで産児制限に協力する。「農業を基礎とし、工業を導き手とする。」という毛沢東の教えを着実に進めてい

る。こんな話をしている彼らの中には、日本の将来をすでに、みすかしたかのように私は感じた。

彼らの唯一ののだのしみである社会教育の場について言えば、日本はかなり遅れている、いたる所に少年宮、青年宮があり、また、社会体育の施設は、すばらしいものであった。

「住民の要求を満たすべく、条件整備をする事こそ社会教育行政の原点である。」と私も叫びたかった。

中国では、自由がないとよく言うが、人格の完成を目ざす為に、教育され、しかもその教育が生んだ社会とは、つめ込み式で勉強し、受験地獄を味わい、好きな仕事にも就職できない社会、こんな日本の現状の中の自由と、生れた時から思想統一とはいえず、自信に満ちた社会での自由と、どちらが真の自由かと私は言いたい。私達資本主義社会は、自由



工場で働く婦人労働者

ということについて、もう一度深く、考える必要があるのではないかと思う。

私の中国雑感を書いたが、言える事は、「百聞は一見にしかず」だけである。今回、私に行く機会が与えられた事に関して、喜びに耐えません。お互いの国の価値観を越えた上で、日本という国について、より理解できたと思う。

最後に、九州八県が交代で主催する九州青年の船に、来年からもっと多くの青年が参加することを願ひ、日中平和友好条約が一日も速く締結されることを祈り私の報告にかえた。

#### 十月二八日ハシカ予防接種

対象一才以上〃四才未満の希望者、午前九時から、村役場ホールで。  
料金 九八〇円



## 告 知 板

## 行政相談週間はじまる

## 本村では十月二〇日に予定

行政管理庁では「苦情なくして明るい生活」をモットーに毎年十月に行政相談週間を全国的に実施しています。

今年も来る十月十七日から二十三日までの一週間全国一斉に実施することになりました。

行政相談週間は国民の福祉向上と行政の民主的な運営を推進している行政相談制度の趣旨を広く一般国民に認識していただくために行なわれるもので本村でも行政相談委員による

定例及び巡回行政相談が開かれることになっている訳です。

次のような苦情等をお持ちの方は十月二〇日水曜日、午前十時から午後四時までに村役場ホールに是非おこし下さい。

▲役所の仕事について◇テキパキやってもえない◇不親切な扱いを受けた◇納得できない◇どうしてよいかわからない◇こうしてほしい。相談の内容としては◇恩給、遺家族

援護◇年金◇保険◇生活保護◇社会福祉◇道路◇河川◇農地◇登記◇郵便◇許認可◇交通安全◇公衆衛生環境衛生◇公害防止◇電話◇専売◇公庫◇その他等となっています。

本村の行政相談委員は字兼久一番地の新垣良康氏、電話一五二七四七です。常日ごろでも前記の問題がありましたら、いつでも相談するようにならう。

## 十月の行事

三日…西原中学校運動会  
十日…西原村民体育大会(村体協主催)

十七日…西原小、坂田小運動会

二〇日…巡回行政相談日

二八日…昭和五十一年度村慰霊祭

三一日…中頭郡陸上競技大会

## 海上保安(大学校)の学生募集

第十一管区海上保安本部では次の次項の通り海上保安大学校、学校の学生募集をしております。海上保安の仕事に希望と情熱をお持ちの方々が大いに応募なさるよう呼びかけ致します。

## 一、募集期間

昭和五十一年九月二八日から十月十八日まで

## 二、受験資格

昭和二十八年四月二日(大学校学生は昭和三十一年四月二日)以降生れの男子で

※高等学校を卒業した者又は、昭和五十二年三月までに卒業する見込みの者

※高等専門学校の第三学年を修了した者、又は昭和五十二年三月までに卒業する見込みの者

※大学入学資格検定に合格した者

## 三、試験日

第一次試験

大学校 昭和五十一年十一月二

七日(土)二八日(日)

学校 昭和五十一年十一月二

八日(日)

## 第二次試験

昭和五十一年一月二七日、

二八日のうちいずれか一日

## 四、申込用紙請求先

那覇市泉崎一丁目十二番地の一

第十一管区海上保安本部

電話五四一〇〇八三(三六)

## 五、給与

在学中毎月六万八千円程度、他に一年間に約五、二カ月分の期末勤勉手当が支給される。

## 六、その他

詳しいことは那覇市泉崎一丁目十二番地の一第十一管区海上保安本部人事課人事係

電話五四一〇〇八三(三六)へお

たづねください。

村慰霊祭一十月二八日

昭和五十一年度村慰霊祭を十月二八日、午後二時から西原の塔で挙行します。多くの村民の皆様のご御出席をお願い致します

村、県民税第三期分、及び国民健康保険税第三期分の納期は十月末日までです。お忘れのないように…。